

二 福岡民権新中社争議に際しての措置
他団体大層の支援

- 一 市憲自助会が大層のメッセーヂを送った
- 二 労働党西大阪支部が創立大会のメッセーヂを送った
- 三 全農長野縣聯合会が大層のメッセーヂを送った
- 四 帽子委員会がメッセーヂを送った
- 五 全農大阪府聯合会が大層のメッセーヂを送り又祝辞を送った
- 六 全農三回会が大層のメッセーヂを送った
- 七 肉店労働組合が大層のメッセーヂを送った
- 八 労働党大阪府支部が聯合会が大層のメッセーヂを送った

関西労働組合規約草案

第一章 名称及び目的

第一条 本組合は関西労働組合と称し事務所を大阪市に置く

第二条 本組合は本組合の宗旨を労働者の福利の増進及びその目的とする

第二章 組織及び権限

第三条 本組合は常任委員及び臨時委員を組織し其の組織及び権限は本規約に定める

第三章 役員

第四条 同一支部に在る役員は十名以上とし支部は十名以上の役員を組織し

第五条 本組合は本規約の宗旨を認むる者を選挙し之を役員とする

第四章 機関

第一节 大層

第六條 大層は本組合の最高決議機関として若し支部が常任委員及び臨時委員を組織し

本規約に定められたる権限を行使し之を執行する

第七條 大層は毎年一回定期に開かれ執行委員長と之を選挙し

執行委員及び臨時委員の任期は二年とし其の任期満了の際には臨時大層を開き

之を選挙する

第八條 大層は決議したる事項を執行委員に委任し之を執行する

第二节 執行委員会

第九條 執行委員は大層の決議したる事項を執行し之を執行する

第十條 執行委員は執行委員会の決議したる事項を執行し之を執行する

第十一條 執行委員は執行委員会の決議したる事項を執行し之を執行する

第三节 常任執行委員会

第十二條 常任執行委員会は執行委員会の決議したる事項を執行し之を執行する

第十三條 常任執行委員会は執行委員会の決議したる事項を執行し之を執行する